



平成 30 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 クニミネ工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 國峯 保彦
(コード番号:5388 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役副社長 管理部長 川島 利昭
(TEL 03-3866-7255)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 22 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、ベントナイト*原鉱石の採掘、ベントナイトの製造、販売、農薬加工及び化成品の製造販売を主たる事業としており、昭和 18 年 6 月の当社設立以来、ベントナイトを主体とする無機鉱物を産業資材として、自動車、産業機械、建設、石油、鉱業及び農薬業界を初めとする多くの産業分野に供給してまいりました。この間、ベントナイト資源の確保とグループとして採掘から製造、販売に至るまでの一貫体制の構築、粘土鉱物の基礎研究から応用研究に至る研究開発体制の充実に努めてまいりました。

そして、現在、当社グループは、「創業以来 70 年以上にわたり蓄積した知見と技術を活かし、更なる高付加価値商品の開発・販売と省人化を主眼に置き、ベントナイト本来の性能を最大限に活かした付加価値製品の開発、高収益化の事業構造を構築していく」ことを中長期的な経営の基本方針として事業活動を営んでおり、本方針に基づき、ベントナイトの主成分であるモンモリロナイトを精製加工しファインケミカル分野に事業展開する化成品事業に注力しております。

近時、精製ベントナイト『クニピア』は、その独自性の高さから、化粧品、塗料、セラミック、触媒、各種工業用コーティング材等の多岐にわたる事業分野で利用されており、今後の成長が見込まれる海外市場や新市場への一層の拡販及び供給確保を図るため、平成 28 年 9 月には、クニピア製造設備を増強いたしました。そして、平成 29 年 7 月には、ファインケミカル分野での更なる事業拡大と収益性の向上を図るため、クニピアの供給基盤を強化すべく、クニピア製造設備の増設を決定いたしました。

今回の自己株式の処分による調達資金は、全額を上記の当社福島県いわき工場におけるクニピア製造設備への設備投資資金に充当する予定であります。クニピア製造設備の増設により顧客の需要増に応えるとともに、生産能力を拡充しておくことで今後見込まれる成長機会を着実に捉えることにより、当社グループは持続的な成長を目指してまいります。

なお、今回の自己株式の処分により、併せて株主分布状況の改善及び流動性の向上も図ってまいりたいと考えております。

※ベントナイトとは、粘土鉱物の中でも膨潤性や増粘性等の性質に優れているモンモリロナイトを主成分とし、石英や長石等の随伴鉱物を含んでいる弱アルカリ性粘土岩のことを言います。ベントナイトの主成分であるモンモリロナイトの純度を高めた精製ベントナイト『クニピア』は、保湿性や伸展性、増粘性を向上させる特長を有し、私たちの毎日の生活に欠かせない化粧品・塗料等に配合されています。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,096,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 3 月 5 日(月)から平成 30 年 3 月 7 日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成 30 年 3 月 14 日(水)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 國峯 保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 164,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 164,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成 30 年 3 月 15 日（木）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 國峯 保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 164,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 30 年 3 月 29 日（木）
- (5) 払込期日 平成 30 年 3 月 30 日（金）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記（4）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 國峯保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から164,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、164,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成30年2月22日（木）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式164,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成30年3月30日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月27日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	1,261,675株	（平成30年2月22日現在）
(2) 一般募集による処分株式数	1,096,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	165,675株	
(4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数	164,000株	（注）
(5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数	1,675株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 1,071,002,000 円について、全額を平成 30 年 4 月以降平成 31 年 3 月末までに福島県いわき工場における精製ペントナイト『クニピア』の製造設備資金に充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成 30 年 2 月 22 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 29 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	いわき工場 (福島県いわき市)	化成品	クニピア 製造設備	1,360,330	50,850	自己資金及 び自己株式 処分資金	平成29年 8月	平成30年 8月	500t/年

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで、顧客の需要増に応えるとともに、生産能力を拡充しておくことで今後見込まれる成長機会を着実に捉えることにより、当社グループの持続的な成長に資するものと考えております。

また、併せて株主分布状況の改善及び流動性の向上も図ってまいりたいと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけしており、今後の事業拡充と経営体質の強化を図りながら、安定配当を長期的に継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開に不可欠な研究開発および設備資金等に充当して、業容の拡大および競争力の強化を図るとともに、キャッシュ・フローの充実および財務体質の強化に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	81.22 円	77.04 円	89.36 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	30.00 円 (-円)	20.00 円 (-円)	20.00 円 (-円)
実績連結配当性向	36.9%	26.0%	22.4%
自己資本連結当期純利益率	7.7%	7.3%	8.0%
連結純資産配当率	3.0%	1.9%	1.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
 3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による自己株式の処分

払込期日	平成27年3月20日
処分株式数	1,000,000株
払込金額	1株につき734.98円
払込金額の総額	金734,980,000円

・一般募集のオーバーアロットメントの売出しに係る自己株式の第三者割当処分

払込期日	平成27年3月31日
処分株式数	150,000株
払込金額	1株につき734.98円
払込金額の総額	金110,247,000円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	662円	781円	517円	702円
高 値	899円	815円	770円	1,118円
安 値	625円	474円	470円	650円
終 値	782円	521円	708円	975円
株価収益率	9.63倍	6.76倍	7.92倍	—

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成30年2月21日(水)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるクニミネエンタープライズ株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。